

○介護保険事業者における事故発生時の報告取扱要領

平成24年3月27日

訓令第24号

改正 平成25年4月1日訓令第1号

平成26年3月19日訓令第19号

介護保険事業者における事故発生時の報告取扱要領（平成18年吉岡町訓令第29号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この要領は、介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく厚生労働省令、群馬県条例及び吉岡町条例（以下「厚生労働省令等」という。）の規定による事故が発生した場合の介護保険事業者（以下「事業者」という。）から町への報告が速やかに行われ、事故の処理及び再発防止に資することを目的とし、事故報告に関して必要な事項を定めるものとする。

（厚生労働省令等の範囲）

第2条 この要領は、次に掲げる厚生労働省令等の規定による事故が発生した場合の町への報告について適用する。

- (1) 群馬県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年群馬県条例第88号）第40条（第59条、第63条、第79条、第89条、第98条、第131条、第135条、第146条、第168条、第188条、第204条、第237条、第248条、第263条、第265条及び第276条において準用する場合を含む。）
- (2) 群馬県指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例（平成25年群馬県条例第69号）第30条（第33条において準用する場合を含む。）
- (3) 群馬県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年群馬県条例第90号）第41条（第55条において準用する場合を含む。）
- (4) 群馬県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成24年群馬県条例第91号）第40条（第54条において準用する場合を含む。）
- (5) 吉岡町認知症対応型共同生活介護の人員等に関する基準並びに吉岡町介護予防認知症対応型共同生活介護の人員等及び介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成24年吉岡町条例第21号）第35条（第51条において準用する場合を含む。）
- (6) 群馬県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成24年群馬県条例第89号）第37条（第47条、第57条、第63条、第75条、第85条、第94条、第108条、第116条、第124条、第143条、第172条、第182条、第218条、第235条、第249条、第254条、第263条において準用する場合を含む。）
- (7) 指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第37号）

第26条（第32条において準用する場合を含む。）

（報告すべき事故の範囲）

第3条 報告すべき事故の範囲は、原則として次の各号に掲げるものとする。

- (1) サービス提供（送迎、通院等を含む。）による利用者のケガ（原則として、治療又は入院を伴ったケガとする。）又は死亡事故（事業者の責任や過失の有無は問わないものとする。）
 - (2) 感染症（原則として、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）に定める一類感染症、二類感染症及び三類感染症とする。）、食中毒及び結核
 - (3) 従業者の法令違反、不祥事等
 - (4) 前3号に定める事故の他、報告が必要と認められる事故
- （適用）

第4条 この要領による報告は、前条に定める事故（以下「事故」という。）に係る介護サービス利用者が、吉岡町介護保険の被保険者である場合及び事業者又は施設の所在地が吉岡町の区域内にある場合に適用する。

（報告の手順）

第5条 事業者は、事故が発生したときは、次の各号に掲げる手順により、町に報告するものとする。ただし、第3条第2号に規定する感染症、食中毒及び結核であつて法律等に届出義務が定められているものについては、当該法律等の規定に従うものとする。

(1) 第一報

ア 事業者は、事故が発生したときは、速やかに家族及び居宅介護支援事業所に連絡するとともに、町へ電話又はファクシミリで報告するものとする。

イ 報告すべき内容は、介護保険事業者事故報告書（様式第1号）に掲げる項目のうち当該報告を行う時点で判明している部分とする。

(2) 途中経過報告

事業者は、事故の処理が長期化するときは、前号に規定する第一報を行った後の経過を適宜電話又はファクシミリで報告するものとする。

(3) 最終報告

事業者は、事故処理が終わったときは事故経過兼最終報告書（様式第2号）又はこれに類する書類を町に提出し報告を行うものとする。

（対応）

第6条 町は、前条の規定による報告を受けたときは、事故に係る状況を把握するとともに、当該事業者の対応状況に応じて保険者として必要な指導等を行うものとする。この場合において、必要があるときは、事業所又は施設の所在地たる市町村、県及び群馬県国民健康保険団体連合会と連携を図るものとする。

（県への情報提供）

第7条 町は、報告を受けた事故が次の各号に掲げるものである場合は、県及び当該事業所又は施設の所在する区域を所管する県保健福祉事務所に報告するものとする。

- (1) 事故により利用者が死亡したもの
- (2) 特異な事由が原因となっていると思われるもの

- (3) 利用者への身体拘束が事故の原因となっていると思われるもの
- (4) 職員の不祥事や法令違反等が原因となっていると思われるもの
- (5) 前各号に定めるものの他、他の事業者に事例として情報提供することで同様の事故の発生が防止できると思われるもの

附 則

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年訓令第1号)

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年訓令第19号)

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

1 事業所の概要	法人名	(代表者氏名)		
	事業所(施設)名	(管理者氏名)		
	事業所番号			
	所在地	電話番号 FAX番号		
	記載者職氏名			
	介護サービス種類			
2 対象者	氏名・年齢・性別	年齢： 性別：		
	被保険者番号	サービス提供開始日	年 月 日	
	住所			
3 事故の概要	発生日時			
	発生場所			
	事故の種別 (複数の場合はもっとも症状の重いもの)	<input type="checkbox"/> 骨折 <input type="checkbox"/> 異食・誤嚥 <input type="checkbox"/> 感染症・結核 <input type="checkbox"/> 打撲・捻挫・脱臼 <input type="checkbox"/> その他の外傷 <input type="checkbox"/> 職員の法令違反・不祥事 <input type="checkbox"/> 切傷・擦過傷 <input type="checkbox"/> 食中毒 <input type="checkbox"/> その他()		
		死亡に至った場合はその死亡年月日： 年 月 日		
	事故の内容			
	事故の原因			
4 事故発生時の対応	対処の仕方			
	治療した医療機関	(医療機関等・住所・電話番号等)		
	治療の概要			
	家族への連絡状況			
	連絡済関係機関			
5 事故発生時の対応	利用者の状況	(病状、入院の有無、その他の利用者の状況及び家族への報告、説明の内容)		
	損害賠償等の状況			
	再発防止に向けての今後の取組			

※ 事故について、詳細な記録(介護、看護記録等)や図がある場合は、併せて添付してください。

※ 記入欄が不足する場合は、適宜項目を拡張するか、別に記載してください。

事故経過兼最終報告書

年 月 日

1 事業所の概要	法人名	(代表者氏名)		
	事業所(施設)名	(管理者氏名)		
	事業所番号			
	所在地	電話番号 FAX番号		
	記載者職氏名			
	介護サービス種類			
2 対象者	氏名・年齢・性別	年齢： 性別：		
	被保険者番号	サービス提供開始日	年 月 日	
	住所			
	第一報報告年月日	年 月 日		
3 事故後の対応	利用者の経過及び現況(第一報後に判明した原因)			
	再発防止への対応(取組状況)			
	損害賠償等の状況			

- ※ 事故について、詳細な記録(介護、看護記録等)や図がある場合は、併せて添付してください。
- ※ 記入欄が不足する場合は、適宜項目を拡張するか、別に記載してください。

様式第1号 (第5条関係)

様式第2号 (第5条関係)